

第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定支援業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

蒲郡市は、多文化共生社会の実現に向け、令和4年3月に蒲郡市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）を策定し、「お互いを認め合い ともに生きるまち がまごおり」の基本理念の元、「コミュニケーションのサポート」「日常生活のサポート」「意識啓発と社会参画・多文化共生の地域づくり」の各施策を進めている。

本業務では、本計画の計画期間（令和4年度から令和8年度までの5年間）終了を控え、令和7年度に実施した基礎調査を元に、本市の特性や地域の実情を踏まえた第2次蒲郡市多文化共生推進プラン（以下「2次プラン」という。）を策定することを目的とする。

第2 業務の概要

1 業務名

第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定支援業務

2 業務内容

別紙「第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定支援業務仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 契約上限金額

金2,233,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 担当部局

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市市民生活部 共創共生課 ダイバーシティ係

電話 0533-66-1179

ファックス 0533-66-1196

電子メール kyoso@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、調査委託の入札参加資格について登録されていること。ただし、同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 6 令和2年度以降に、国又は地方公共団体が発注する多文化共生推進プランに関する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要（様式は任意）
- ウ 業務実績の分かるもの（様式は任意）

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

電子メールとする。

※必ず到達の有無を電話で確認すること。

(5) 提出書類作成時の留意事項

書類サイズはA4、縦長、左綴りとする。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

- (2) 質問の受付期間
公告の日から令和8年4月21日（火）午後5時まで
- (3) 質問方法
質疑応答書（様式2）を電子メールにより提出すること。
- (4) 回答の確認方法
蒲郡市ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kyodo/2-tabunkakyousei-proposal2>

3 参加資格の確認等

- (1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請
第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年5月8日（金）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。
 - ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨
 - イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間
令和8年5月13日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所
第3 担当部局と同じ。
 - ウ 提出方法
持参によること。（電子メール、ファクス又は郵送によるものは受け付けない。）
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年5月19日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案書の作成に当たっては、次の事項について提案すること。

- (1) 2次プランに取り入れるべき重要な視点や施策
- (2) プランの課題と2次プラン策定の基本的な考え方
- (3) 第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定委員会運営支援について
- (4) その他追加提案

2 提案書の書式

- (1) 提案書の様式は任意とする。
- (2) 業務に係る事業費積算内訳（様式は任意）を添付すること。

3 作成上の注意事項

- (1) 書類サイズは原則として、A4、縦長、左綴りとする。
- (2) ページ数は30ページ以内とし、文字のフォント及びサイズは原則としてMS明朝12ポイントとする。

4 提出方法等

- (1) 提出期限
令和8年5月29日（金）午後5時必着
- (2) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- (3) 提出方法
PDF形式で電子メールにて提出すること。
※必ず到達の有無を電話で確認すること。

5 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

6 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

- (1) 質問の受付場所
第3 担当部局と同じ。
- (2) 質問の受付期間
令和8年5月8日（金）から令和8年5月19日（火）まで
- (3) 質問方法

質疑応答書（様式3）を電子メールにより提出すること。

(4) 回答

令和8年5月22日（金）、提案者全員に電子メールにより回答する。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、提案者が5者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑10分の計25分とする。
- イ プレゼンテーションの順番については、提案書の受付順とする。
- ウ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- オ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和8年6月9日（火） 蒲郡市役所304会議室

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、評価基準に基づき審査及び評価を行う。

審査項目	評価基準	配点
①実施体制	・業務を実施できる人員、技術力が確保されているか。 ・本市の要望等を迅速、柔軟に対応できるか。	10点
②業務実績	・同種、同類の業務経験を有しているか。また、その知識、ノウハウ、経験等を十分活かすことが期待できるか。	10点
③提案内容的確性	・蒲郡市の特性、課題を踏まえた提案であり、業務の目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。	25点
④提案内容の独創性	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	10点
⑤提案内容の実現性	・実施方法が具体的で円滑な業務履行が可能か。 ・全体的に整合性が図られ現実性を有した提案であるか。	20点
⑥価格の妥当性	・金額に妥当性があり、効果が高い提案であるか。	25点

4 受託候補者の特定方法

選定委員会において、3の審査及び評価を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、原則として第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により特定する。

選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知日から7日間の休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(電子メール、ファクス又は郵送によるものは受け付けない。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年6月17日(水)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を聴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者として契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第10 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期日又は期日
参加表明書の提出	令和8年4月28日（火）午後5時必着
参加資格要件確認結果通知及び提案書提出要請	令和8年5月8日（金）
提案書の提出	令和8年5月29日（金）午後5時必着
プレゼンテーション等	令和8年6月9日（火）
提案書審査結果の通知	令和8年6月12日（金）
契約締結	令和8年6月19日（金）